

Sample

オンライン資格確認の概要

2021年2月号
《20分》

※本文中に記載のない限り、2020年12月1日時点の情報に基づいて作成しています。
なお、解説は全ての法律・制度を網羅するものではありません。

今回の研修目的

<今回のテーマ背景>

健康保険への加入状況をタイムリーに確認できる「オンライン資格確認」がスタートします。既に準備が整っている医療機関・薬局がある一方で、情報が行きわたっていない施設もあるようです。

Sample

研修目的

オンライン資格確認について理解し、担当施設における状況や情報の活用について質問してみる

そのために…

- オンライン資格確認の仕組みを理解する
- 医療機関のメリットを把握する
- マイナンバーカード利用で閲覧可能な情報等について整理する



オンライン資格確認が始まるようですが、準備はお済みですか？

健康保険への加入状況をタイムリーに確認できる「オンライン資格確認」がスタートします。既に準備が整っている医療機関・薬局がある一方で、情報が行きわたっていない施設もあるようです。

今回の研修は、担当施設の医師や薬剤師に、オンライン資格確認への取り組み状況や、新たに収集可能となる情報の活用等について質問してみることを目的とします。

そのために、オンライン資格確認の仕組みを理解し、医療機関のメリットを把握すると同時に、マイナンバーカードを利用した際に閲覧可能な情報等について整理しておくことが大切です。

今回の内容

1.概要

- 全体像
- 医療機関等のメリット
①未収金等の削減 ②事務作業の効率化
- 患者のメリット ～限度額適用認定証等との連携～



Sample

2.マイナンバーカード

- 保険証利用の仕組み
- マイナンバーカード利用時限定の機能
- 閲覧可能な薬剤情報
- 閲覧可能な特定健診等情報
- 災害時の仕組み

3.手続き

- 医療機関等の対応 ～導入準備～
- 補助金の交付
- 患者の対応 ～健康保険証とのひも付け～

4.その他

- 政府の導入目標
- 医療機関等の申し込み状況
- 今後の予定

最初に、オンライン資格確認の全体像とメリットを紹介します。



オンライン資格確認の概要についてです。

◆基本的な仕組み

オンライン資格確認とは、健康保険への加入状況が医療機関・薬局（以下、医療機関等）で即座に確認できる仕組みのことで、2021年3月から開始されます。

現在は、患者の健康保険証が無効であっても、医療機関等は診療前に確認することができず、審査支払機関からレセプトを返戻されて初めて、患者の保険資格の喪失を知るという状況です。

オンライン資格確認は、医療機関等と審査支払機関である社会保険診療報酬支払基金（支払基金）及び国民健康保険中央会（国保中央会）をオンラインでつなぐことで、受付窓口での保険資格確認を可能にし、これまで医療機関等が被ってきた不利益を改善し、利便性を向上させるものです。

なお、処方箋にも健康保険証の記号・番号等が記載されていることから、薬局においては患者の代理人が来局した場合でも、保険資格確認が可能になります。

◆マイナンバーカードの利用

もう1つのポイントは、マイナンバーカードの健康保険証としての利用です。オンライン資格確認等システムを導入した医療機関等では、患者が健康保険証の代わりにマイナンバーカードを提示した場合も保険資格の確認が可能になります。加えて、マイナンバーカードの利用時のみ活用可能な機能もあります。

なお、利用するのはマイナンバーカードのICチップ内の情報であり、「マイナンバー（個人番号）」は使用しません。

次のスライドから、オンライン資格確認を導入した場合の医療機関等や患者のメリットを紹介していきます。

【1.概要】医療機関等のメリット①未収金等の削減

資格過誤によるレセプト返戻、未収金等が削減

現在



オンライン資格確認導入後

診療前に保険への加入状況
を確認可能

株式会社メディカル・リード

5

最初に、健康保険証、マイナンバーカードいずれでも得られる医療機関等のメリットを2つ紹介します。

1つ目は、未収金等の削減です。

前述した通り、現在、医療機関等が患者の保険資格喪失を知る機会、レセプトの返戻時しかありません。そのため、患者が再受診せず、連絡も取れない場合は、最新の保険資格情報を確認できず、レセプトの再申請ができないことから、保険給付分が未収金となるケースがあります。また、患者への連絡やレセプトの再申請には当然ながら作業コストが掛かります。厚生労働省では、医療機関等全体で年間約50億円にも上るコストが掛かっていると試算しています※。

オンライン資格確認を導入すれば、診療前に保険への加入状況を確認できるため、資格過誤による返戻レセプトがなくなり、未収金や事務コストも削減できるとされています。

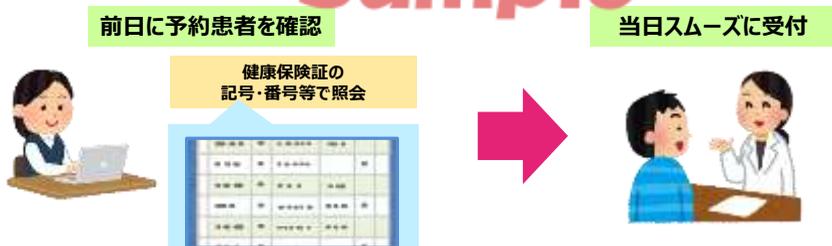
※厚生労働省「社会保障審議会医療保険部会」2018年5月25日資料

【1.概要】医療機関等のメリット②事務作業の効率化

■ 保険証情報入力の手間削減



■ 予約患者等の一括照会



株式会社メディカル・リード

6

医療機関等の2つ目のメリットは、事務作業の効率化です。

◆ 保険証情報入力の手間削減

受付で健康保険証を受け取った際、現在は、医療機関等のシステムに保険証の記号・番号、氏名、生年月日、住所等の患者情報の全てを受付スタッフが入力しなければなりません。しかし、オンライン資格確認を導入した場合、最小限の情報を入力すれば、その他の情報は自動的にシステムに取り込まれるようになります。マイナンバーカードであれば、入力作業は一切不要になり、全情報が自動的に取り込まれます。これにより、入力の手間に加え、ミスも削減できるとされています。

◆ 予約患者等の一括照会

予約患者等の保険資格を来院・来局前に一括照会し、確認しておくことが可能になります。これは特に大規模病院にとって大きなメリットで、作業効率の向上が期待されています。

【1.概要】患者のメリット～限度額適用認定証等との連携～

患者の事前申請なしで、窓口での限度額以上の支払い不要



■ 医療機関等が取得可能な限度額等情報

証の種類	概要	表示内容	適用区分： 自己負担限度額算出の際に適用する区分
高齢受給者証	70～74歳の高齢者について、一部負担割合を表す	一部負担金の割合	認定疾病： ①人工透析治療を必要とする慢性腎不全 ②血友病 ③抗ウイルス剤投与のAIDS（HIV感染含む）
限度額適用認定証	高額療養費制度の適用区分を表す	適用区分	
限度額適用・標準負担額減額認定証	高額療養費制度の適用区分及び入院時の食費等の減額対象者であることを表す	適用区分 （長期入院該当年月日）	
特定疾病療養受療証	特定疾病の認定を受けたことを表す	認定疾病名 （自己負担限度額）	

株式会社メディカル・リード

7

次に、患者のメリットについて紹介します。

オンライン資格確認では、高額療養費制度等が適用された患者の自己負担限度額等の情報を医療機関等で取得できるため、患者が事前に申請をしなくても、窓口で限度額以上の支払いをする必要がなくなります。

わが国の医療保険制度では、年齢や所得によって自己負担割合や自己負担限度額が定められていますが、70歳未満等の被保険者は、保険者から「限度額適用認定証」等を交付してもらい、医療機関等に提示することで、限度額以上の支払いが不要になります。

しかし、オンライン資格確認を導入した医療機関等では、支払基金等からタイムリーに患者の限度額等情報を取得・確認することが可能になります。具体的に医療機関等が取得できる限度額等情報はスライドの通りです。

なお、情報の取得には患者の同意が必要で、マイナンバーカードの場合は専用のカードリーダーで同意取得ができるようになっています。

この仕組みは、患者サービス向上の観点から見れば、医療機関等にもメリットがあるといえます。

今回の内容

1.概要

- 全体像
- 医療機関等のメリット
 - ①未収金等の削減 ②事務作業の効率化
- 患者のメリット ～限度額適用認定証等との連携～

2.マイナンバー
カード

- 保険証利用の仕組み
- マイナンバーカード利用時限定の機能
- 閲覧可能な薬剤情報
- 閲覧可能な特定健診等情報
- 災害時の仕組み



3.手続き

- 医療機関等の対応 ～導入準備～
- 補助金の交付
- 患者の対応 ～健康保険証とのひも付け～

4.その他

- 政府の導入目標
- 医療機関等の申し込み状況
- 今後の予定

次に、患者がマイナンバーカードを利用した場合のみ可能となる機能について紹介します。

【2.マイナンバーカード】保険証利用の仕組み

ICチップ内の情報を取り込み保険資格を確認



株式会社メディカル・リード

9

患者がマイナンバーカードを保険証として利用した場合の保険資格確認の仕組みについて解説します。

冒頭でも述べた通り、利用するのはマイナンバーカードのICチップ内の情報で、医療機関等はマイナンバーカード専用の「顔認証付きカードリーダー」を用いて、保険資格情報を取り込みます。なお、操作は患者自身がカードリーダーの画面の指示に従って行う仕組みになっているため、受付スタッフが患者のマイナンバーカードを預かることはありません。

【2.マイナンバーカード】マイナンバーカード利用時限定の機能

薬剤情報と特定健診等情報の閲覧が可能に

薬剤情報

(2021年10月～)



特定健診等情報

(2021年3月～)



■ 医療機関等による閲覧



医療機関・薬局

カードリーダーを用い患者の同意取得



支払基金等に照会し、オンラインで閲覧



■ 患者による閲覧



・薬剤情報
・特定健診等情報



支払った
医療費情報



マイナンバーカードの利用時に限り可能となる機能です。

患者がマイナンバーカードを利用した場合、医療機関等は患者の薬剤情報と特定健診等情報の閲覧が可能になります。

開始時期は、薬剤情報が2021年10月、特定健診等情報が2021年3月からで、医療機関等はカードリーダーを用いて患者の同意を取得後、支払基金等に照会し、オンラインで患者の処方薬データと特定健診等データを閲覧する流れになっています。

一方、患者は、マイナポータル※を通じてこれらの情報に加え、支払った医療費情報も閲覧できます。

次のスライドで、薬剤情報と特定健診等情報の具体的な内容を紹介します。

※政府が運営するオンラインサービス。利用するには、アカウントの開設、使用する端末へのログイン用アプリのインストール及びマイナンバーカードの読み取り機能を備えたデバイスの準備が必要

今回の内容

1.概要

- 全体像
- 医療機関等のメリット
 - ①未収金等の削減 ②事務作業の効率化
- 患者のメリット ～限度額適用認定証等との連携～

2.マイナンバー
カード

- 保険証利用の仕組み
- マイナンバーカード利用時限定の機能
- 閲覧可能な薬剤情報
- 閲覧可能な特定健診等情報
- 災害時の仕組み

3.手続き

- 医療機関等の対応 ～導入準備～
- 補助金の交付
- 患者の対応 ～健康保険証とのひも付け～



4.その他

- 政府の導入目標
- 医療機関等の申し込み状況
- 今後の予定

次に、医療機関等がオンライン資格確認を導入するための手続き等を紹介します。

【3.手続き】医療機関等の対応 ～導入準備～

オンライン資格確認の導入は任意

①導入申請

ポータルサイト（支払基金開設）

導入に必要な申請

Sample



顔認証付きカードリーダー（マイナンバーカード専用）申し込み

→無償提供

- ・病院 …3台まで
- ・診療所・薬局 …1台



※申請等にはアカウント登録が必要

②機器等の導入とシステム改修

- ・パソコン等の導入
- ・既存システムの改修（レセプトコンピュータ、電子カルテ等）



オンライン資格確認の導入は任意であり、医療機関等が導入する場合は、手続き等が必要になります。具体的には、次の対応を行います。

①導入申請

支払基金が開設しているポータルサイトで、導入に必要な申請とマイナンバーカード専用の「顔認証付きカードリーダー」の申し込みを行います。カードリーダーは、病院には3台まで、診療所と薬局には1台、無償で提供されます。

なお、申請等を行うためにはポータルサイトへのアカウント登録が必要です。導入を検討中の医療機関等でも、登録しておけば最新情報をメールで受け取れます。

②機器等の導入とシステム改修

オンライン資格確認に必要なパソコン等の導入と、レセプトコンピュータや電子カルテ等の既存システムの改修を行います。

【3.手続き】補助金の交付

対象施設：

2021年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関等

下記を上限額として全額補助 ※上限額は消費税分含む

病院

カードリーダーが

- ・1台の場合 210.1万円
- ・2台の場合 200.2万円
- ・3台の場合 190.3万円



診療所・薬局

42.9万円



対象の費用：

- ・資格確認端末及びソフトの導入
- ・ネットワーク環境の整備
- ・既存システムの改修（レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等）



等

導入準備完了後にポータルサイトから申請



機器の導入やシステム改修等に掛かった費用に対しては、補助金が交付されます。

補助金交付対象は、2021年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関等で、スライドに示した上限額まで全額補助されます。

対象となる費用は、①資格確認端末（パソコン）及びソフトの導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修——等で、申請はシステム改修等の導入準備が完了した後に、ポータルサイトから行うことになっています。

今回の内容

1.概要

- 全体像
- 医療機関等のメリット
 - ①未収金等の削減 ②事務作業の効率化
- 患者のメリット ～限度額適用認定証等との連携～

2.マイナンバーカード

- 保険証利用の仕組み
- マイナンバーカード利用時限定の機能
- 閲覧可能な薬剤情報
- 閲覧可能な特定健診等情報
- 災害時の仕組み

3.手続き

- 医療機関等の対応 ～導入準備～
- 補助金の交付
- 患者の対応 ～健康保険証とのひも付け～

4.その他

- 政府の導入目標
- 医療機関等の申し込み状況
- 今後の予定



最後に、政府目標や医療機関等の申し込み状況等を紹介します。

【4.その他】政府の導入目標

オンライン資格確認の導入目標

2021年3月末



医療機関等の6割程度

2022年3月末



医療機関等の9割程度

2023年3月末

全ての医療機関等



マイナンバーカード交付枚数目標

2021年3月末



6,000～7,000万枚

2022年3月末



9,000万～1億枚

2023年3月末

ほぼ交付完了



Sample

マイナンバーカードが利用可能な医療機関・薬局
→厚生労働省・支払基金のウェブサイト
公表予定！

住民向け
リーフレット

政府はオンライン資格確認の運用が開始される2021年3月の末までに、6割程度の医療機関等への導入を目指しています。

以降の目標はスライドの通りで、開始から2年で概ね全ての医療機関等に導入するとしています。

一方、住民へのマイナンバーカード交付枚数については、2021年3月末時点で6,000～7,000万枚、2023年3月末には交付を完了するという目標を立てています。

なお、マイナンバーカードが利用可能な医療機関等については、今後、厚生労働省と支払基金のウェブサイトに掲載される予定で、住民向けリーフレット等を通じて周知を図っています。

今回のポイント

Sample

①健康保険への加入状況を医療機関等の窓口で確認

②マイナンバーカードを健康保険証として利用可能に

③各医療機関等が任意で導入・手続き

①健康保険への加入状況を医療機関等の窓口で確認

2021年3月から開始される「オンライン資格確認」は、医療機関と薬局の窓口で健康保険への加入状況を確認できる仕組みのことです。これにより、医療機関等における資格過誤レセプトの返戻が解消され、未収金や事務コスト削減の他、事務作業の効率化等も図れます。

患者にとっては、医療費が高額になった場合に、申請を行わなくても、自己負担限度額までの支払いで済むメリットがあります。

②マイナンバーカードを健康保険証として利用可能に

オンライン資格確認を導入した医療機関等では、患者がマイナンバーカードを健康保険証として利用することも可能になります。また、患者の同意を得た上で薬剤情報や特定健診等情報が閲覧できるようになり、服用薬の一元的把握に役立ちます。

③各医療機関等が任意で導入・手続き

オンライン資格確認の導入は任意で、各医療機関等が判断します。導入する場合は支払基金が開設しているポータルサイトから申し込みを行うとともに、機器の導入や既存システムの改修を行う必要があります。

政府は、2021年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関等に対して、機器導入等の費用を限度額まで全額補助するとしており、普及促進を図っています。

【参考】研修内容の活用例

オンライン資格確認に関する面談時の質問例です。担当施設の状況について確認した上で、オンライン資格確認によって新たに得られることとなる情報の活用等について伺ってみてはいかがでしょうか。

- ① 健康保険の加入状況等をタイムリーに把握できる「オンライン資格確認」が始まるようですが、既に準備は進めておられますか。
- ② 先生のご施設でも、患者さんの持参した保険証が無効でレセプトが返戻となり、最終的に未収金となるようなケースはございましたか。
- ③（未準備施設）2021年3月より「オンライン資格確認」の無償提供や補助金の交付もあるようです。詳細は支払基金の専用サイトで紹介されています。
- ④（準備完了施設）オンライン資格確認によるメリットはいくつかあるようですが、先生が期待されているのはどのような機能でしょうか。また、懸念されていることはございますか。
- ⑤（準備完了施設）マイナンバーカードを使用する患者さんの場合、特定健診情報が閲覧可能になり、将来は手術歴等も確認可能になるようです。参考にされるケースはどのような場合でしょうか。
- ⑥ 先生は今後、どのような情報が閲覧できるようになれば良いとお考えになりますか。一方、閲覧可能対象にすべきでないとする情報は、どのような項目でしょうか。

スライドは、訪問時に研修内容を活用するための質問例です。

今回の研修で習得した内容について、担当施設の先生方にスライドの例を参考に、質問してみてもはいかがでしょうか。

サンプル版のご確認、ありがとうございました。
是非、ご検討をお願い申し上げます。

